

議案第 39 号

石岡市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市下水道事業等の設置等に関する条例（令和元年石岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「1,726ヘクタール」を「1,700ヘクタール」に改め、同項第3号中「46,339人」を「40,367人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。